

生活保護、再度の活用はどうなる

質問：仏の顔は三度までか。どのくらい期間をおくべきか

二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊(ト)入

失敗から再度の申請まで、生活保護の制度に規制はありません

生活保護Ⅱ大慈大悲の弥陀の本願の如し

「大慈とは、一切の衆生に樂を与え、大悲とは、一切の衆生の為に苦を抜く」ことを指す、と、ものの本にあります。

また、「弥陀の本願は、一切衆生平等往生を誓う不可思議の教法」とも、あります。

で、肝心なのは、「極楽往生」が眼目でなく、現世、生身における生を生きさせると言うのが本筋ということなのです。

生活保護制度は、弥陀の本願を現実社会で実現させるための方便、と見なすことが出来ます。

弥陀の大慈大悲には限りがありませんから、俗に言う「仏の顔も三度」は、ウソと言うことになります。

ですから、生活保護も一度失敗したから、二度目はダメとか、3年間は申請できないとか、よく言われていることは、総てウソです。

炊き出しに頼り、夜間宿所を利用するという困窮状態にある限り、何度でも申請し、活用することが出来ます。

ただし、一度は生活保護を受けながら、今現在は、受けていない状態になっているについては、理由があるはずですよ。

再度申請する前に、なぜ、生活保護が受けられない状態になったかについて、自分の中で、よく整理しておく必要があります。

市更相に申請した場合、アパートに入居した翌日くらいに、アパートのある区役所に、再度、申請に行く必要があります。浪速区で申請し、生野区で住む場合も同じ事です。これを怠ると、保護廃止となります。

それぞれの役所では、必ず説明することになっているのですが、アパートに入ってホット気が抜けて、忘れたり、期間が過ぎて思い出したりして、生活保護が廃止になったという人が、結構います。

市更相や申請した区役所からは、廃止の通知書が届き、再度申請した区役所からは開始通知書が届くという、役所手続き上のややこしさがありますから、廃止通知書だけを見て、驚いてアパートを飛び出した人もいます。

この事例は、本人が悪いと言うよりも、役所間の引き継ぎの進め方に問題があると思われれますが、それを今ツツイても、いいこととはなさそうなので、再度の申請の時に、事情をよく説明し、今回は失敗を繰り返さない、と約束する方がいいでしょう。

酒やギャンブルが断ち切れない、コントロールすることが出来ない人によく見受けられるのは、家賃を支払う前に、酒代に使ったり、ギャンブルにつき込んだりして、アパートにいられなくなって、廃止になるケースです。

「依存症」というぐらいですから、中々本人の努力だけではどうにも断ち切れない、と言う場合が多いようです。三度、四度と繰り返すことになる人もいます。

三度目であろうが、四度目であろうが、申請できないと言うことはありません。ただし、月の10日に金を使い果たし、同じ月の20日に申請するというのは、保護費の二重払いになるので、さすがに、困難でしょう。最低、月が変わっている必要があります。

「アルコール依存症」であれ「ギャンブル依存症」であれ、生活に必要な金銭を管理することが出来ない状態であれば、これから先長い人生、自分自身のためにもなりませんから、病と闘う手立てを考える必要があります。

一定期間施設に入る、と言う選択肢もありますし、小杉クリニックなどのアルコール依存症専門病院に通院する、断酒会に加入する、金銭管理をしてもらえる人を探して、協力してもらおう、などの、今後の生活の仕方を考えて、申請に臨むことが、望ましいと思います。手立てがなかったら、野宿を続ける、と言っているわけではありません。申請時によく相談し、手立てを見つめる努力をして、結局、自身だけで頑張るしかない、ということもあります。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。
「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は 11月2日 までです。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話06・6561・4392）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話06・6658・8888）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。